

固定式火災探知警報装置の仕様に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び R 編
鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

改正事項

固定式火災探知警報装置の仕様に関する事項

改正理由

IMO 防火小委員会において、消火装置等の基準を定めた火災安全設備コード (FSS コード) の見直しが継続的に行われ、この見直し作業の中で固定式火災探知警報装置の要件についても検討が行われた。その結果、2010 年 12 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会 (MSC88) において、固定式火災探知警報装置に関する FSS コード第 9 章の全面改正が決議 MSC.311(88)として採択された。

同改正においては、固定式火災探知警報装置に対する従前の要件が明確化された他、同装置の制御盤及び探知器に対する試験規格、同装置を他の火災安全装置に接続する場合の技術要件等が規定された。

今般、決議 MSC.311(88)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 固定式火災探知警報装置に関する用語の定義を規定した。
- (2) 探知器及び制御盤に要求される試験規格を規定した。
- (3) 固定式火災探知警報装置を他の火災安全装置に接続する場合の要件を規定した。
- (4) 固定式火災探知警報装置の電力供給源、構成部品、設置及び制御に関する規定を改めた。
- (5) 居室において発せられる可聴警報について、音圧レベルの要件を規定した。
- (6) 適切な機器を用いて定期的に探知器を試験する旨規定した。